

●横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画とは

平成23年に発生した東日本大震災の際に、大都市のターミナル駅周辺において、多くの滞留者や帰宅困難者が発生し、大きな混乱が生じました。

首都直下地震等の大規模な地震が発生した場合においては、建築物の損壊や交通機関のマヒなどにより、甚大な人的・物的被害が想定されます。これら被害等の抑制を図り、来街者等の生命を守るためには、滞留者・帰宅困難者対策とともに、避難対策を図る必要があります。

「横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画」は、横浜駅周辺地区における防災力の向上を図るために、国、横浜市などの行政機関と鉄道事業者・民間事業者等が連携・協働した

- ・初動時における情報受信伝達体制
 - ・大規模地震や津波発生時における滞留者の避難対策
 - ・滞留者・帰宅困難者対策
 - ・災害に強い都市づくり
- などに関する基本的な方針等を定めるものです。

●本計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、横浜都心・臨海地域特定都市再生緊急整備地域のうち、横浜駅周辺地区を中心とした範囲です（図1）。



図1 横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画の対象範囲

●計画の位置づけ

横浜市では、防災・防犯分野における様々な計画が定められてい

す。その中で『横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画』は、国、横浜市などの行政機関と民間事業者等が連携した地区の防災力向上を図るため、横浜駅周辺地区における行政機関や民間事業者等による現在の取組みを具現化し、役割を明確にすることで、災害時に対応できるようにするためのものです。

●計画の検討体制

横浜駅周辺地区における都市再生安全確保計画を図2の体制により検討・改定します。

計画内容等の実質的検討は、「横浜駅周辺混乱防止対策会議」において検討されます。計画の議決は、「横浜都心・臨海地域都市再生緊急整備協議会」の規約第12条の規定に従い、「横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画作成部会」において議決されます。



図2 横浜駅周辺地区都市再生安全確保計画の作成・改定体制

●想定災害と被害想定

本計画では、横浜市地震被害想定調査報告書をもとに、表1の地震による被害を対象とします。

横浜駅周辺地区においては、発生頻度は比較的に低くても最大の被害がもたらされる地震による被害、津波を伴う地震による被害について対象とします。

また、パーソントリップデータをもとに推計した結果による災害時に想定される最大滞留者数は約10.4万人、最大帰宅困難者数は約3.3万人です（図3）。

表1 想定地震と被害状況

地震のタイプ	地震被害の大きいタイプ	津波発生型
想定地震	元禄型地震	慶長型地震
震源、規模	神奈川、千葉南部 M8.1	遠州灘～相模トラフ
当該地区の震度	震度6強～7	※「横浜市地震被害想定調査報告書」に記載されていないため
建築物被害	旧耐震建築物は大きな被害新耐震建築物も一部被害	旧耐震建築物に被害
浸水	※「横浜市地震被害想定調査報告書」に記載されていないため	あり (最大津波高さ約4.0m)
津波到達時間	※「横浜市地震被害想定調査報告書」に記載されていないため	75分 ※津波高さ、到達時間については横浜市「平成25年度津波対策検討調査」の慶長型地震における神奈川福祉保健センター、横浜平沼高等学校の水位変動予測により推定した。

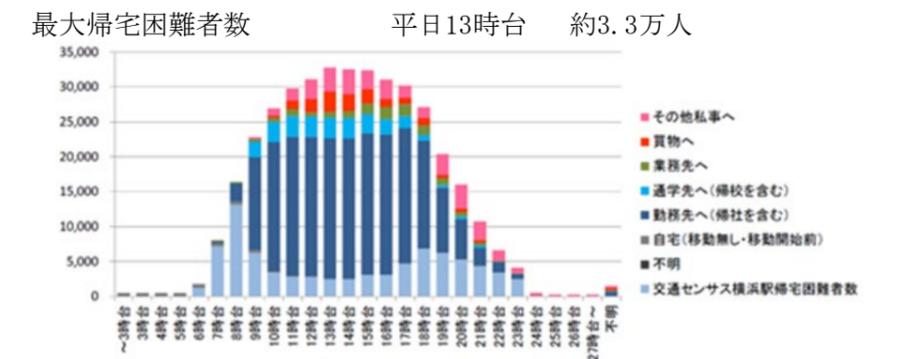
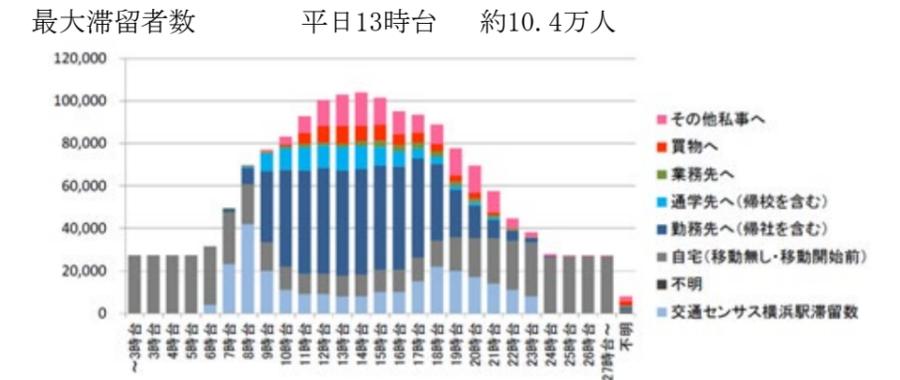


図3 時間帯別最大滞留者数・帰宅困難者数

●横浜駅周辺地区の防災上の課題と解決のための目標と取組み

被害想定等をもとに、横浜駅周辺地区の防災上の課題を抽出し、それらの解決のための目標及び取組みを定めました（表2）。

表2 横浜駅周辺地区の課題と安全確保計画における目標・取組み

防災上の課題	目標	中目標	取組み
課題① 発災時における横浜駅情報連絡本部の運営体制 <ul style="list-style-type: none"> 発生時間（勤務時間外）により、職員が早期に派遣できない場合の情報収集（被害状況、交通機関の運行状況等）の遅延が生じる。 初動期における従業員から来街者等への指示や情報提供の遅延により混乱が発生する。 初動期における横浜駅情報連絡本部の情報共有の検討、連絡体制の強化が必要である。 	①発災時における横浜駅情報連絡本部の運営体制の確立	迅速な災害運営体制の立ち上げと正確な情報の収集・伝達体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の運営体制確立の事前準備 災害時に情報收受や対応方針の検討などを行うため、市職員や関係事業者が集まれる場所・設備を駅直近に整備（横浜駅周辺総合防災センター） 市職員が横浜駅情報連絡本部に到着するまでの初動対応の確保 市と民間事業者が連携した市本部、区本部等へのデジタル技術を活用した情報受信伝達方法の検討及び体制の強化 「横浜駅周辺混乱防止対策マニュアル」の見直し等マニュアルの整備 災害時の体制確立の確実な実施 災害時の運営体制確立訓練の実施
課題② 滞留者・帰宅困難者対応 ②-1 滞留者・帰宅困難者への対応 <ul style="list-style-type: none"> 災害時に発生する最大の滞留者、帰宅困難者数は、滞留者約10.4万人、帰宅困難者約3.3万人となっており、混乱が生じる。 現時点での横浜駅周辺における帰宅困難者一時滞在施設の受け入れ人数は不足している。また、感染症等が拡大している場合においては、滞在者等の安全を確保する感染症対策が必要である。 市全体として帰宅困難者一時滞在施設の設置促進を図っているが、横浜駅周辺地区はすでに高密度に建物が集積し、帰宅困難者一時滞在施設を大幅に増やすことは難しい。 		発生する帰宅困難者数の抑制と受入施設の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 滞留者の発生抑制 家族等との安否確認手段の確保 「一斉帰宅抑制の基本方針」の周知や『「一斉帰宅抑制の基本方針」賛同事業者』の拡充により、発生する帰宅困難者数を抑制 受入施設の確保（感染症対策等に必要な対策及びスペースの確保を含む） 事業者・地域による帰宅困難者の支援 再開発等を行う際にエキサイトよこはま22まちづくりガイドライン防災・防犯分野の「災害時における滞留者や帰宅困難者への対策」の推進 滞留者・帰宅困難者の誘導、受入訓練の実施 デジタル技術を活用した一時滞在施設の周知 風水害等における滞留者・帰宅困難者への対応
②-2 津波避難スペース <ul style="list-style-type: none"> 市全体として津波避難施設の設置促進を図っているが、横浜駅周辺地区は、既成市街地であり、津波避難施設を大幅に増やすことは難しい。 		津波避難スペース、避難施設の拡充	<ul style="list-style-type: none"> 津波避難スペースの拡充、確保 津波避難施設の指定の促進 地区内で再開発等を行う際の、行政機関・民間事業者の協力による津波避難施設の指定促進
②-3 避難誘導 <ul style="list-style-type: none"> 避難先への滞留者の配分の偏りや、幅員の狭い場所での過度な滞留が生じる。 滞留者が自分の居る場所から最も近い避難場所に避難したと想定した場合、避難者配分のアンバランスや、避難経路上の狭隘部で避難に要する時間が大きくなる。 避難経路の安全確認、避難誘導、交通整理の人員が確保できない場合がある。 性急な行動は、雑踏事故、二次被害（余震、津波）に巻き込まれる可能性がある。 		避難場所、主たる避難経路、避難手段、誘導計画、情報伝達手段を事前に整理	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者と行政機関等が連携した災害時の対応の作成及び体制づくり 津波時の避難誘導指針の作成 避難のための事前の準備 避難経路の安全確認 避難誘導先の設定 デッキレベルでの歩行者ネットワーク化による避難経路の確保 災害時用のマップ、避難方向を明示するサインの設置等情報提供ツールの整備 避難誘導、交通整理の実施 デジタル技術等を活用した情報発信
②-4 徒歩帰宅支援 <ul style="list-style-type: none"> 徒歩帰宅者に対する誘導策等が必要である。 徒歩帰宅時において、休憩場所やトイレの大幅な不足が想定される。 		徒歩帰宅者への支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> 道路沿いの被害情報や交通機関の運行状況などの情報提供 コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の「災害時帰宅支援ステーション」の拡充 滞留が想定される場所や道路横断地点での交通整理 避難誘導訓練の実施 マップ等による帰宅支援の情報提供
②-5 要援護者対応 <ul style="list-style-type: none"> 身障者、高齢者、傷病者、外国人など要援護者への情報提供・避難支援等が不足する。 		要援護者に対する優先的な支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> 地区内の高齢者、外国人等の把握 要援護者に対する優先的な救護、備蓄物資の配布 わかりやすい日本語や外国語を用いた災害対応マニュアルの作成や防災啓発の実施 要援護者や外国人を想定した訓練の実施 翻訳ツールの活用等多言語による避難誘導方法の拡充 外国人のための防災情報の提供
②-6 備蓄 <ul style="list-style-type: none"> 横浜駅周辺地区においては、多くの帰宅困難者が発生することが想定されているが、それに対応した備蓄は確保されていない。迅速な対応を図る必要がある。 	従業員、帰宅困難者のための備蓄の推進	<ul style="list-style-type: none"> 開発に伴う備蓄倉庫の整備 帰宅困難者数に見合う備蓄品の確保 企業事業所における必要数プラス10%備蓄の検討・推進 公共交通が復旧せず、帰宅が困難な者に対して備蓄品の配布 要援護者に優先的に備蓄品を配布 「災害時における自動車輸送の協力に関する協定」等に基づき、関連団体に輸送の協力を要請 	
課題③ 建築物の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> 横浜市では、耐震性を有する建築物は約93%であり、耐震性のない建築物は耐震補強等の対策がされていないと大地震の時に大きな損傷を受ける恐れがある。 	③建築物の耐震化	耐震性の把握、耐震改修の推進	<ul style="list-style-type: none"> 新耐震以前の建物の耐震性の把握 耐震補強、建て替えなどによる耐震性の確保 大規模な建築物や災害時に救急・救助等に重要な役割を果たす道路沿いの建築物について耐震化を促進
課題④ 情報提供ツール <ul style="list-style-type: none"> 避難者及び滞留者等に迅速、的確に情報提供するためのツールや、行政及び事業者間の通信ツールが充実していない。 停電時における来街者に対する情報提供手段が確保されていない。 情報の輻輳及び流言飛語による混乱が予想される。 		④情報提供ツールの整備	滞留者等に対する情報拠点や情報伝達設備の整備

●都市再生安全確保にかかる事業

◇退避施設(帰宅困難者一時滞在施設)

都市再生特別措置法第19条の15第2項第2号、第3号に基づき、横浜市より帰宅困難者一時滞在施設として、すでに指定されている施設及び指定予定の施設18施設を退避施設（帰宅困難者一時滞在施設）として定めます。

◇退避施設(津波避難施設)

都市再生特別措置法第19条の15第2項第2号、第3号に基づき、横浜市より津波避難施設としてすでに指定されている施設及び指定予定の施設18施設を退避施設（津波避難施設）として定めます。

◇退避経路

都市再生特別措置法第19条の15第2項第2号、第3号に基づき、災害時に有効かつ重要な避難経路を退避経路として定めます。

◇その他・滞在者等の安全を確保するために必要な事務等

都市再生特別措置法第19条の15第2項第5号に規定する大規模な地震が発生した場合における滞在者等の誘導、滞在者等に対する情報提供その他の滞在者等の安全の確保を図るために必要な事務として「横浜駅周辺地区災害時における来街者避難誘導サポート（支援）協定」を位置づけます。